

福島事故の実態を明らかにし、原発の運転再開に反対する12月19日政府交渉報告

放射能の早期放出、地震による配管破損の可能性は否定できない

再開には、安全協定が結ばれる広範な地域への説明と理解が必要

12月19日、衆議院第一議員会館の多目的ホールで、原発の運転再開に反対する政府交渉を行った。わずか1週間で集まった全国125団体が共同で質問・要請書を提出し、北海道、青森、宮城、新潟、静岡、鳥取、佐賀・福岡の立地県（含隣接県）からの参加者を含め、110名が参加した。服部良一議員のお世話で場が設定され、服部議員と福島みずほ議員が出席され、要所要所を締めていただいた。政府側からは原子力安全・保安院と原子力安全委員会事務局から8名が出席した。交渉は午後2時半から当初の1時間半の予定を超えて約3時間に及んだ。

いま、原発が次々と定検停止しており、年末には運転中が6基となる。他方、大飯3号を筆頭にして定検中の原発に関するストレステストの検討という運転再開の条件整備が進められている。前回10月7日の交渉では、運転再開の条件は、①ストレステストに合格すること、②「福島」を地元で説明して了承を得ることだった。この確認点を踏まえ、その後の状況も考慮すると、今回の政府交渉の焦点は大きく言って次の3点であった。

(1) ストレステストや地元了解の前提となるべき福島事故の実態と原因を明らかにすること。とりわけ、地震で配管破損という前回のテーマをさらに具体的な事実に基づいて詰めること。

(2) 福島事故が実際に示した被害に押されて防災の範囲が拡大された。隣接自治体が立地点なみの安全協定を求めている事実を認め尊重させること。

(3) これらを進めるためにも、国会が設置した調査委員会の過程と結果を尊重させること。

交渉では(1)と(2)で重要な成果が得られた。これを活かし地元了解に歯止めをかけよう。



北海道の代表から質問・要請書を手渡す



多目的ホールに110名が参加

1. 放射能が早期に放出された可能性、地震による配管破損の可能性は否定できない

福島第一原発の1号機は2、3号機と比べて事故の進行がきわめて早く、放射能が早期に放出されたことを示す2つの事実がある。しかし、保安院はこの事実を容易に認めようとしなかった。

(1) 3月11日の15:29に、1号機から1.5km離れたモニタリングポストMP3が高高警報を発したことがホワイトボードに記載されている。14:46の地震の後、15:35頃の津波より前で、当時の風向風速を考慮すると、この放射能は1号機から15時過ぎに放出されたことになる。

これが事実なら、地震で相当数の燃料棒が破損し、炉内に放出された放射能が格納容器の外に抜け出してきたことになる。そのルートとしては、非常用復水器の配管の破損が最有力候補である。東電の耐震解析では、この配管に今回の地震が及ぼした力は105MPaで、許容値310MPaの1/3しかない（今回の回答）。それゆえ、もしこの配管が破損していれば、耐震解析は意味を失い、このような耐震解析に依拠するストレステストも基盤を失う。

そのため、保安院は次の2点から放射能放出という事実そのものを否定する態度に出た。

- ① 警報が鳴った理由には、電源の作業をしていたことがあると伝え聞いている。
- ② 他の放射線モニタ（格納容器内モニタ及び排気筒モニタ）が何も示していない。

しかし、このような重要な事実について、未だに整理ができていないという。「東京電力が情報を

出してこないものですから」というのがもっぱらの言い訳だった。

(2) 17:50 に原子炉建屋入口の二重扉の外側扉を入ったところで線量計が振り切れた問題についても、もっぱらどの程度の線量だったのか把握できていないことで逃げを打った。

しかし結局、これら放射能が格納容器外に出ていた可能性は否定できないこと、非常用復水器系の配管に地震でひび割れが入った可能性も否定できないことは認めた。この過程で、保安院が未だ事故の実態を把握できていないことが浮上した。そのため保安院は12月22日に報告書を出すよう12月16日に東電に指示したという。ところがその後の22日付東電報告書では、保安院が提示した具体的な疑問点に明確に答えられず、今後も調査を続けることになっている。

2. 運転再開については、安全協定を結ぼうとする広範な地域への説明と理解が必要

福島事故は立地地域をはるかに越えた広範囲に甚大な被害をもたらした。原子力安全委員会においても防災範囲の拡大が策定され、各立地点の隣接自治体でも立地点並の安全協定を事業者と結ぶ動きが強まっている。この隣接地域の意向を認め尊重させることが交渉の焦点であった。

当初保安院は、安全協定は自治体と事業者間の問題であるので関知しないという態度であった。ところが安全委員会の担当者が防災範囲の拡大について説明し、保安院でも直接の担当者が意向を表明する中で、風向きが一変した。その結果、次の重要な点が確認できたのである。

- ① 30～50 km圏では安全協定が結ばれるべきである。
- ② 運転再開については、安全協定が結ばれる地域への説明とその理解が必要である。
- ③ スピーディの情報等、国がもっている情報は可能な限り提供すべきである。

このような重要な確認がとれた背後には、福島事故で被害を受けた広範な人たちの深刻な犠牲があることを忘れることはできない。福井と関西では、小浜市や滋賀県等で実際に立地点並の安全協定が求められている。小浜市等は8月に関電に申し入れたが、まだナシのつぶてだという。電力会社のこのような態度に対しても政府側から批判的な意向が表明された。関西の我々は、小浜市や滋賀県等の意向をプッシュする方向を目指そう。

3. 他の重要点

- ① ストレステストの判断基準は、保安院も安全委員会もまだもっていないことを確認。
- ② ストレステストの評価作業は、耐震バックチェックの作業と平行して進めている。ストレステスト評価は、古い過去の耐震・津波評価方法でいったんとりまとめるとのこと。

4. 国会の設置した事故調査委員会の経過と結果を尊重せよ

国会が新たに設置した福島事故の調査委員会は、ちょうど交渉と同じ19日午前に第1回会合を開いた。この委員会は資料提出の指示を、国会議員の協議会と協力しながら出すことができ、半年後に最初の報告書を出す予定になっている。この委員会の意向を尊重し、少なくとも調査結果が出るまでは、ストレステストの評価など出すべきではない。

ところが保安院は、この委員会とは関係なく、政府の立てた予定どおりにストレステストの評価を進めると表明した。これでは国会無視、民主主義の無視に他ならない。そのため、福島みずほ議員は、そんなことをすると国会全体を敵に回すことになるぞと強い調子で主張された。今後、運動としても国会議員へのアピールを強めていく必要がある。

これら交渉の確認点を最大限生かし、国レベルでのけん制と地元了解に歯止めをかける運動とをタイアップさせながら、実際のせめぎ合いの場に介入し、運転再開に反対していこう。